



宮 崎 県 公 報

平成29年10月10日（火曜日） 第 2936 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

公 告	頁	選挙管理委員会告示	
○宮崎県労働委員会補欠委員の推薦手続……………（雇用労働政策課） 1		○不在者投票のできる施設の指定取消し……………	4
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示……（河川課） 4		海区漁業調整委員会指示	
		○漁業法に基づく指示……………	4

公 告

第42期宮崎県労働委員会使用者委員（倉掛正志）が欠けたため、労働組合法（昭和24年法律第 174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第1項の規定により補欠の使用者委員を任命するので、使用者団体に委員の候補者の推薦を求める。

平成29年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 任命する補欠委員の数
使用者委員 1人
- 2 推薦できるものの資格
使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。
- 3 推薦される候補者の資格等
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。
なお、国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 104条、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第38条、国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。
- 4 推薦する委員の候補者数
候補者の数は、制限しない。
- 5 推薦期間
平成29年10月10日（火曜日）から平成29年10月31日（火曜日）まで
- 6 推薦の方法
使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。
ア 推薦書（別記様式第1号） 1部
イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
ウ 被推薦者の履歴書 1部
エ 委員候補者調書（別記様式第2号） 1部
- 7 推薦書類の提出先
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務

事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

様式第 1 号

推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊟

第 42 期宮崎県労働委員会の補欠委員（使用者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書（別記様式第 2 号）
- 3 規約又は定款の写し（使用者委員候補者推薦の場合）

様式第 2 号

委 員 候 補 者 調 書

欠 格 条 項 について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委 員 就 任 内 諾 について

私は、第 42 期宮崎県労働委員会使用者委員に任命されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

河川法（昭和39年法律第 167号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県延岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 河川の名称
二級河川沖田川水系沖田川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
延岡市石田町4430番10地先から同市石田町4268番 6 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
名称 道路管理者 延岡市
住所 延岡市東本小路 2 番地 1
代表者の氏名 延岡市長 首藤 正治
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面の維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成29年10月10日から道路の存続する日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第05号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

平成29年10月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

名 称	所 在 地	取消年月日
国民健康保険 諸塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字 家代3063番地	平成29年 9 月30日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 118号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

平成29年10月10日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という

。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおうとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市 の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

- 3 あまだい延縄漁業で平成29年漁期（平成29年10月から平成30年 9 月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			合計
	県北部 （延岡市～日 向市管内の漁 業協同組合）	県中部 （都農町～宮 崎市管内の漁 業協同組合）	県南部 （日南市～串 間市管内の漁 業協同組合）	
平成 29年	2.8トン	4.6トン	7.8トン	15.2トン

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、漁獲成績報告書を委員会が別に定める方法により、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。

（採捕抑制の要請）

- 5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

- 6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、平成29年10月10日～平成30年 9 月30日までとする。